

第3回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事概要

- 日 時 平成23年11月24日(木曜日) 午後4時00分から午後6時25分まで
- 場 所 大阪府庁 別館8階 会議室
- 出席者(五十音順) 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

議題 子どもを守る性犯罪対策について

◇前回部会で、部会長から事務局に資料作成要求を行った資料について、順次説明があった。

- ・資料2・・・奈良県「子どもを犯罪の被害から守る条例」の施行後の状況について
奈良県の条例施行後の状況は、子どもに対する見守り活動は活発に行われている、地域活動の萎縮はない。民間でも不審者情報や検挙や逮捕情報に関する情報発信等が行われている。懸念材料としては、子どもに不安を与える行為として、現条例では「甘言を用いて惑わす」、「虚言を用いて欺く」行為に罰則はないが、悪質な常習者をどうするかが問題視されている。
- ・資料3・・・第二段階「犯罪行為に至らない程度の行為について」の論点整理表
犯罪行為に至らない程度の行為についての論点の整理について、子どもに不安を与える行為については、
被害者年齢は、13歳未満の子ども。
対象行為の範囲は、何人も、公共の場所或いは公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺く行為を規定し、指導・警告を規定。
また、これを常習的に複数回行う者については、罰則を検討。
子どもを威迫する行為については、
被害者年齢を13歳未満の子ども。
対象行為の範囲は、正当な理由なく、言い掛かりをつけ、すぐむこと又は身体又は衣服を捕え、進路に立ちふさがり、又はつきまとう行為を規定し、罰金等を規定。
禁止行為に係る通報は、違反をした者を発見した場合は、保護監督者又は警察官に通報するように努める旨を規定。
- ・資料4・・・大阪における保護司等の状況について
大阪における保護司等の状況について、定員に対する充足率91%から92%程度であり、充足できていないという状況。身分は、保護司法に基づいて、法務大臣から委嘱されている。当初から専門的な知識を持っているのではなく、研修や実際のケースを扱いながら知識を深めていく。平均年齢は62.9歳で、職業は、個人の事業主が多く、職業を持ちながら活動している方が大多数。平均、保護司一人につき2,3名程度を担当。
- ・資料5・・・子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置(警察庁通達)
- ・資料6・・・海外における性犯罪者登録義務制度の概要
- ・資料7・・・海外における性犯罪者登録情報の公開・閲覧について
- ・資料8・・・海外における性犯罪者に対する処遇プログラムの状況
- ・資料9・・・大阪府個人情報保護条例(抜粋)
については、資料を添付している旨の説明。

(委員意見)

- 声かけの副作用というか、声をかけるといけない、間違っ警察に質問されると二度と声かけをしないというふうにならないか心配だが。
- 奈良県では、正当な理由なく声かけをしてはならないということについて、善意の声かけもあることから、正当な理由なく甘言を用いて云々いうのを、しぼりを入れたとのこと。わいせつ行為を目

的としてというシバリを入れるのはどうか。

- 決して、普通の声かけを規制するものではなく、そもそもお菓子あげるから車に乗ってっていう事自体がおかしい。
- 単にお菓子をあげるということは地域では普通の光景であるように思うが。
- 声かけがすべて犯罪につながっているのではない。この見極めをどうするのかっていうところ。日本文化の中で、そもそもあめ玉をあげたりというのも許容範囲であったというものが、社会の変化に伴って許されない場合もあるということ。「正当な理由なく」はもう少し工夫が必要か。とにかくこういう場合は犯罪につながるところを明確にわかるようにして、それが正当性を出すという基準になる。
- 子どもを威圧する行為は、子ども自体が不安に思っているのだからわかりやすい。不安な行為は、周りにはいる大人が不安に思っていることが多いとも思う。甘言を用いて惑わしていなくても、虚言を用いて欺いていなくとも、子どもに対する接近の仕方というか、こういうものが禁止行為の対象だと思ふ。
- 児童虐待も同じようなことがあり、通報された人はすごくショック受ける人もいるが、一方で、その情報が正しければ子どもを救うことになる。
- 善良な人が警察官に声かけられたりすることで、子どもともう関わらないでおこうとならないかと。
- リスクがあることは違いない。おそらく、大人も、何も気にすることなく今まで通りの声かけじゃ駄目だよということに注意喚起しなければいけない。子どもの立場、保護者の立場を考えてということ。そういう意味でも、この条例の意味はすごくあると思う。
- 声かけにとられることが良くないのでは。以前、小学生の女の子に小さな瓶を持って、唾をくれという人がいたとの報道があった。そういう行為が異常。声かけに限定すると、問題に発展しそうな行為が落ちてしまう。例えば「不必要に子どもに、性的な意図を持って接近する」とか「正当な理由なく子どもを自己の支配下に置くような行為」といった行為など、行為という側面から規定する方がいいのではないか。
- 補足すると、地域は安全運動をきちっとしていて、子ども自体は、間違いなく知らない大人が来たら逃げなさいと必ず言われている。大人が思っている以上に、子どもへの教育は進んでいて、私達大人の方がルールを守るという意識が遅れている状況。
- 正当な理由なくは、あくまで証明しないといけないと思う。別に何にも大した理由が無くても、楽しく一緒に遊んだりしたらいけないのかという。しかもそれの方が子どもにとって良いかもしれないというケースもあるのでは。
- 子どもを守るという視点に立った場合に、どこかでリスクは背負うものだと。そうするとどちらの方を取るのだということ。子どもを守るのであれば、大人としては多少の我慢は受忍できるのではないか。
- 一番望ましいのは、条文を、客観的な要素で形作っていくというのが望ましい。広い網をかぶせるのは危険。行為に刑罰を適用するわけだから、きちっと客観的に判断できるようなそういうあり方が望ましい。
- 先ほどの、不必要に子どもに接近する、周囲が不安を覚えるような方法で子どもに接近していくという。それで大体カバーできるのではないかなと思うが。
- 不安を与える行為は、13歳未満じゃなくていいような気がする。もっと小さい子のイメージかなと。
- 唾くれの時は小学校高学年の女の子がみんな唾を入れた状況がある。
- 一定、声かけのところが整理されてきたので、刑期終了者の対応のところであるが、相談体制では法律家、精神科医と保護関係とあとはソーシャルワーカー。大きく構えるとこういった方々で構成するというのいいかなと思う。あとは、一般の人にも協力してもらおうというスタンスで。
- 単なる届出ということではなくて、支援をするということは賛成です。しかし、どこまでの人材が確保できるかは、連携を十分取るようなことも含めて対応を考えていかなければならない。
- 法務省との連携は難しいのでは。情報を提供していただければ現段階では難しいのでは。でも、出所時や、刑期を終えるときは、「もう犯罪をやらない」と思っているはず。出た後にやっぱり誰の

助けもないし仕事もないし、それで、やけくそになってということも多いので、要は月に1回でも相談ができるというのは非常に大きな意味がある。

○部会長から、事務局に「資料5 子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置(警察庁通達)」についての説明を求めた

◇子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置という事が平成17年6月から始まっている。この制度は、奈良県の女兒誘拐殺人事件を受けて、警察庁と法務省が協議し、13歳未満の子どもを対象とした性犯罪を行った者に対して行われている。6年が経過したが、所在不明になる者、或いは再び性犯罪を犯す者が少なくないということで、本年4月から対象者の社会復帰、更生に十分配慮しつつも、直接訪問による所在確認や同意を前提とした面談を実施することの制度の運用の見直しがあった。大阪では対象者が約100人程度。このうち約40人が、いずれかの犯罪で再検挙されており、そのうち性犯罪の検挙というものが約半数となっている。新制度後の対象者全員の面接・面談を終えた結果、約85%の者が制度への肯定的な意見であったとのこと。残り15%の者が否定的な意見であったということ。ただ面接・面談を実施することになった本年4月以降、この対象者の検挙及び警告措置等については把握がない。具体的に対象者の意見等を聴取したところ、肯定的な意見は、「話し相手になってくれて、社会的に支援してくれることはよく思う。」「歯止めになる良い制度だと思う。」「外の世界に自分を制御してくれるものが必要なので面接はブレーキとなる。」「警察の方が話し相手になってくれることで、息子がこれ以上罪を犯さないためにもありがたい。」「面接は息子の再犯を防止するので心強い。」というもの。非協力的な意見は、「刑期を終了しているので社会復帰の妨げになる。」「警察に常に監視されているような気がする。」「人権侵害となり弁護士を立ち合わせて話しがしたい」という報告もある。また、「同棲者に配慮してくれれば協力する。」「近所の目がある時に訪問を控えてくれれば協力する。」というものもある。以上が本年4月から始まった面接・面談後の声である、との説明があった。

○委員から、今のところ、警察の取組みも含めて、社会内処遇の話と届出制度の問題と二つあるが、もっと言えば10年後にはこうなんだと。そういうちゃんとした行く末というか。この辺はこの条例でカバーするという、少なくともこの条例ができることによって、次のステップはこうだということはある程度イメージしておかないと難しい。この点事務局はどうかとの質問があった。

◇この間の警察の活動については、先程説明致しましたように、その出所者の方もやはり心の支えになっていると。家族の方も全員で協力をし、またこの人を支えていきたいという気持ちで前向きと言いましようか、警察官が接することで気運が醸成してきているのかなと思います。一方でもう会いたくないとかなど約15%の方は非協力的ということです。

この4月からの面接・面談されているというのが、効果的なものと理解している。今後は、警察官やソーシャルワーカーとかまではいかななくても、携わる人に話の聞き方、導き方、というのも教育というか研修も受けてもらい、次につなげる役割をしていただくことがいいのではと感じている。大阪の子どもをいかにして守るかというところを考えていきますと、やはり早く手を打ちながら、次どうしていくか。やはり外国は、施設内でも対応されている。それは、出所した時の事を考えての動きがある。地方自治体として、府民の安全安心、また子どもの安全を守らなければならないということがある。何も手つかずのところについて、自治体としてできるところを探りながら進めていきたい、子どもを守るために進めていきたいと思っているとの説明があった。

(委員意見)

○警察の現状の取組みは、第一歩としていいとは思いますが、直接的な支援をセットにしないと効果があるとは言えないと思う。また、効果を図ることが必要で、見直していくことも必要であろう。予算の問題もあるが。

○今のお話とは少しずれるが、児童買春・児童ポルノの製造を対象にすべき。これは、子どもの被害の際たるもの。

また、支援について、どこかがサポート、治療といったもの、こういう支援をセットにしないと、

やはり届出義務っていうのは難しいのではないかって思うが。

- 整理のポイントであるが、条例化を視野に入れると、対象犯罪の範囲、対象犯罪の年齢は18歳未満、対象者につきましては刑期を終了した者全員、届出情報は居住地、氏名、性別、生年月日、連絡先など。届出期間の根拠は、諸外国の期間を見て、おおむね5年以上15年というのもございますので、まあ一番短い5年間ということ、届出情報の変更、変更のある場合は届出、情報公開はしない、住民基本台帳は閲覧権限を規定、届出義務違反の対応は罰則を規定、施行日における対象者は刑期を終えていない者というこのような状況の内容でタタキ台として整理してみたがご忌憚のないご意見をお願いしたいところ。
- 対象とする罪については、児童ポルノ法、特に7条3項の製造罪を入れるべきでは。子どもにわせつ行為して、写真撮ってばらまくわけですから。これ以上の暴力的な犯罪は無いと思う。
- 対象者を再犯者に限るといのがいいように感じるが。
- 届出義務を違反した者に刑罰をつけるかについてはどうかとを感じる。
- せめて、罰則をつけることはやめる。意味のある制度にしていくためにも、みんなで大阪府の子ども達を守るとい趣旨なら、違う方法もあるかと。
- なぜ、子どもに限定するのかとの批判もあるかもしれない。
- 少なくともこれはするとい支援が前提。大阪府も頑張るっていうのを入れないと。
- やっぱり支援をするっていうのを入れて、それをするので義務化するとしないと。
- 目的達成手段として合理性が無いといけない。届出が子どもの被害者を減らすっていうことに貢献するとい。達成手段が正しいといことであれば良い。要するに支援の仕組みが重要。
- 海外の動きは、刑務所の中だけでは効果が無いので、社会内で見ながらやろうっていうところが出発点で、その為情報登録させて、処遇、社会内処遇をしようっていうのが出発点。でも支援がなければ違和感がある。
- 家賃払えなくて困ったけど、警察官の方に一定の場所まで連れて行ってもらったなど、そういうことをしてもらった方が嬉しかったっていう声があるんですね。だからやっぱり一番大事なのは、居住地確保なんだと思う。
- 実際に警察官がやってる事は、これに近いような事を個々やられてるとは思うが。
- その辺りどこまで出来るのかっていうこと。そういう意味では、今この段階でどこまで、そして例えば、次はどこまで検討できるか、そこを明確に出された方が、府民の方も納得していただける。
- ◇自立できる人もいれば、そうでない人もたぶんいる。新しいサービスを提供できる体制がどこまで取れるのかっていうのがあるが、方法とかはあると思う。もちろんご提案いただいているような面も含めて、何が社会的な支援メニュー、或いはプログラムとして提供できるのか、その為の仕組みを作るとすれば、少し試行実施段階から行かないといけないかもしれないが。
- ◇子どもを守るということで、警察が取り組みをしているが、面談等もやっているところから、相談体制、一歩進んだら相談体制がどこまで出来るか、またその先にはもっと専門的な精神科医、精神治療という形での相談とか、警察の動きの次に何が出来るかを。しかし、第一段階的に届出制度を設けた時にどこまで出来るかっていうところのメニューといつか、段階的にどういう事が出来るかから意見がいただけたら。
- 先程の警察の取組みについて、85%は肯定的だと。残りの15%というのは実際どういう人なのか。イメージがちょっとつかめない。犯罪の情状が重い人で拒否しているのか。或いは、軽い人なのか分かれば、もっと議論ははっきりするのかなど。

- 部会長からの要望で、警察本部から4月からの面接・面談についての状況の説明を受けた。
- ◇面接している方のプライバシーがあるので、具体的には、言えませんが、この4月から初めて面接したわけですが、接するという事だけでも、精神的な影響を与えていて、彼らにとっても非常に抑えになっていると。届出制度を含めたものを大阪府で検討されている訳ですが、もし連携してやっていくということになれば、警察の活動はそもそも心に訴えかけるように、「どうや」「頑張りや」という形でやっているの、一定程度の自重心と言いますか、話相手もいないという実態も分かり

ましたので、このあたりは行政機関の方に伝えていけるのかなという風には感じている。

何故、性犯罪だけなのかということについては、窃盗犯人とか、強盗犯人にはこのような取組みはありません。子どもに対して、強姦だとか、強制わいせつだとか、これは社会的にも決して許されないと、国民から対策を行うことが求められている犯罪であって、まして子どもに対する被害が一つでも減らせるという想いがあり、法務省から出所情報が提供されているということは、そういう事だと思う。

私も予防ということでの観点から、関わってやっていわけで、そういった15%未満の方についても、「そない言わんとこれから連絡する時、また会うてな」という形で、今進めておるところです。今まで外形的にしていた時には、約100人おられた中の何らかの再犯を犯しており、その中の半分は性犯罪で、またその中の半数は子どもに対して再犯を行っている。

この4月からの期間は短いですが、幸いにも一件もない。そういう事を続ける事は、まず心と心をそういう風につなぐ事自体が、有効なのだとわかったということが、実感としてお答えさせていただいたらなということですが。

(委員意見)

- 警察官の方がやっていただけるのはありがたい事であるが、本来職務を考えるとちょっと違うのかなと感じる。
- でも、いろいろなサポートは期待できる。
- 警察に丸投げはいけない。関係機関の連携を大阪府が責任を持つようにしないと駄目だと思う。
- 届出と支援というものは一体でなければならない。今せっかく警察で取り組んでいることが意味を持ってきて、警察の実績があるのであれば、まずは活用するのをもひとつ。そして次のステップは、医療であったりと計画的にやるという方向でまとめていくのが良いのかなというような気がする。はじめから全部でき上がっているというのは厳しい。とにかく第一歩。
- 行く行くは、専門のセンターができて、警察、行政、民間、弁護士会、医師会といったところが協力して対処していくのが理想。再犯で刑務所に入って出てきた人については、少なくとも義務については、納得が得られるのではと思うが。
- 支援に警察官が入るのであれば、何かトレーニングが必要ではないかと思う。
- 制度そのもののまだ土台が無いわけなので、現実としては、警察がやっていることを評価して、次の支援につなげて行くという施策に持って行くのがいいのでは。
- 届出しなかったら罰則を科してというのは疑問が残る。
- 対象者に必要な情報を提供するだけでなく、他の支援方策も考えないと。メニューというか、という部分をちょっと考えていかなければならないのかなと。
- 現時点で何ができるか具体的に示さないといけない。それをもって、届出制度についてとか、罰則とかを評価しなければならない。
- 相談ができるというのは最高の支援。とくにこの種の問題は相談先がない。例えば、警察の方が、励ましも含めて話を聞きますよと、日曜でも良いし、月1回でも良いですよと。これもものすごく大きな支援になる。
- できれば、現場で対応されている警察官の方も集まってもらって、その話を聞いてもらうというのが一番良いのではないかと。一番最前線でやられているわけですから、このような方の力量が問われるような条例になってくる。
- 支援はこういう風にやるんだということをもう一度、教養と言ったら変だがやるんだったら現状を知ってもらって、日本ではどこまで出来るかっていうこともあるので、条例にする為にはこの辺の認識を持っていかないといけない。
- 課題も多いが、これまでの意見を基に報告書案を作りたいと思う。

※ ○は委員意見 ◇は事務局説明